



# 第2章

## 全体構想

### 第3節 都市計画方針

## 第3節 都市計画方針

### 1 土地利用方針

#### (1) 基本的な考え方

土地利用に関しては、大枠を決める仕組みやきめ細かなまちづくりをするための仕組みなど数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより地域に合った秩序ある都市が形成されます。

本市における土地利用に当たっては、前計画の土地利用に関する方向性を維持しながら、目指すべき将来像の実現のため各種制度を積極的に運用し、適正な対応を図ります。

#### ① 市街化区域

住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用方針に沿って、適正な密度構成及び\*都市機能の配置により調和の取れた市街地の形成を図ります。

また、\*都市施設や\*市街地開発事業との関連を十分に考慮し、適正かつ合理的な土地利用の実現を目指します。



【釧路市街地】

- ・既成市街地において、土地利用を見直す必要が生じた場合は、\*用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて\*地区計画などの活用により計画的な市街地の形成を図ります。また、公共施設などの跡地については、周辺の住環境や近隣住民の利便性に配慮した適切な土地利用を図ります。
- ・\*特別用途地区の見直し及び新たな指定については、土地利用の経過を踏まえ\*用途地域との整合を十分に図り、さらに実現可能な目的を設定し地区住民の理解を得ながら対応することとします。
- ・\*臨港地区においては、港湾機能を充実させるため\*港湾計画及び分区指定の目的に沿った土地利用の増進を図ります。
- ・\*地域地区をさらに細分化し地区の特性に応じた個性あるまちづくりを進めるために、必要に応じ基本となる\*用途地域との整合を図りながら、\*地区計画などの活用を図ります。

- ・\*土地区画整理事業の施行予定区域で事業着手の見込みが立たない地区については、地区の実情に応じた市街地環境の形成に向けた検討を進めます。
- ・\*市街化区域のうち、\*市街化調整区域と接し、かつ今後も利用の見込みが立たない一定規模以上のエリアについては、将来的な土地利用動向を考慮しながら\*市街化調整区域への変更について検討します。

## ② \*市街化調整区域

豊かな自然景観を有し、動植物などの良好な生息地として重要な役割を果たしていることから、今後も貴重な自然環境の保全を図ります。

- ・農林漁業集落や\*旧住宅地造成事業に関する法律により宅地造成された中鶴野地区については、周辺環境に配慮しながら地域の実情にあった良好な生活環境の維持保全に努めます。

## ③ 都市計画区域外

阿寒地域及び音別地域については\*都市計画区域外となっており、豊かな自然環境の保全と調和しながら地域の農林業などを支える生活環境の維持に努めます。

また、秩序ある都市の形成のために必要が生じた場合には、地域住民との合意形成のもと適切な対応を図ります。



【道の駅 阿寒丹頂の里】

## (2) コンパクトなまちづくりと土地利用方針

市街地の拡大や新たな商業圏の形成を抑制しながら、\*都市機能が集積した拠点の周辺に利便性の高い生活圏を形成することで、効率的で将来に持続可能なまちづくりを進めます。

- ・持続可能で\*コンパクトなまちづくりを進めるため、居住や\*都市機能の誘導などによる効率的な集約型都市構造への転換を図ります。
- ・卸小売販売額の減少を踏まえ、既存の商業系用途地域外での新たな商業地形成の抑制を図るなど、適切な土地利用転換を検討します。

### (3) 豊かな住環境を実現する土地利用(住居系)

\*生活利便施設の誘導を図りながら、住環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し快適な生活環境を適切に保護するため、住居の専用性を高めます。

#### ① 高度利用住宅地区 (近隣住民の生活利便機能を担う地区)

中心商業業務地区の周囲に配置し、\*まちなか居住の推進を図るほか、昭和中央地区や星が浦大通地区をはじめとした\*生活利便施設集積地及び芦野、文苑地区の柳橋通や愛国北園通、愛国地区の共栄橋通、昭和地区の雄鉄線通といった幹線道路沿道に配置し、近隣住民の利便性の向上や沿道サービスの充実を図るとともに周辺住宅地の住環境の保全に配慮します。



【ことぶき団地】

#### ② 一般住宅地区 (中高層住宅を含む住環境の保全を図る地区)

春採地区、弥生地区、緑ヶ岡地区、鉄北地区、愛国地区、鳥取地区などに配置し、近隣住民の日常生活圏に配慮した\*生活利便施設などの誘導を図るとともに、中高層住宅地として良好な住環境を形成することにより徒歩を中心とした日常生活圏の形成を促進します。



【道営住宅釧路クレインヴィラ】



### ③ 専用住宅地区

(低層住宅を主体とした住環境の保全を図る地区)

桜ヶ岡及び白樺台地区、緑ヶ岡及び武佐地区、愛国地区、昭和地区、鶴野東地区などに配置し、\*地区計画など地区の特性に応じた適正な制度の活用により、住宅ニーズの多様化に対応しながら低層住宅地として良好な住環境の形成とその保全を図ります。



【低層住宅地】

### 【土地利用構想図(住居系)】



#### (4) にぎわいと生活を支える土地利用(商業系)

交通ネットワークの形成と連携し、\*コンパクトなまちづくりの実現を目指すため、各地区の位置づけに応じ、既存の商業業務地区における空き店舗や\*低未利用地の有効活用を促すほか、\*都市機能の誘導などによって商業業務機能の集積を図ります。

一方、商業業務地区の拡大に対しては、居住地における生活利便性に配慮しつつ慎重に対応します。

##### ① 中心商業業務地区

###### (中心商業業務機能を担う地区)

北大通を中心に、黒金町及び幸町地区、錦町及び浪花町地区、末広町及び栄町地区、白金及び若松町地区などの都心部に配置し、ひがし北海道の中核都市にふさわしい、にぎわいにあふれ活気あるまちとなるよう、商業・業務、交流、行政、教育・文化などの\*高次都市機能の集積や土地の高度利用の促進によって、高密度な土地利用を図ります。



【北大通】

##### ② 地域商業業務地区

###### (近隣住民の商業業務機能を担う地区)

新橋大通地区、桜ヶ岡地区、鳥取大通地区、春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地区周辺に広がる小売店舗連たん地区に配置します。このうち、経済活動や交通、医療などを支える機能を有する新橋大通地区、桜ヶ岡地区及び鳥取大通地区では、\*生活利便施設の充実と商業の振興を図ります。

また、春採下町地区、大楽毛地区、美原地区及び中心商業業務地区周辺に広がる小売店舗連たん地区では、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、近隣住民の\*生活利便施設などの立地を図ります。



【鳥取大通地区】

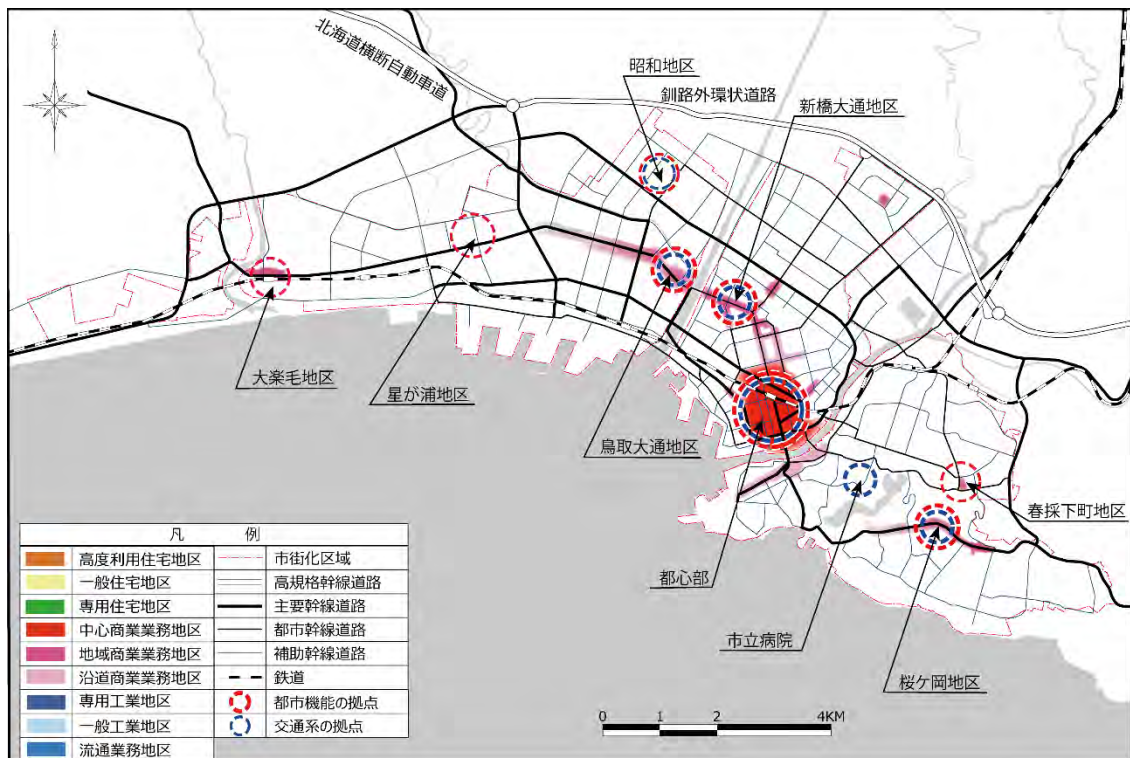
③ 沿道商業業務地区  
(沿道商業業務機能を担う地区)

鳥取大通地区及び春採地区などの主要な幹線道路の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら沿道サービス施設などの立地の誘導を図ります。



【共栄新橋大通沿道】

【土地利用構想図(商業系)】





## (5) 産業を支える土地利用(工業系)

活力ある産業の創出を図り、地域の資源を活用した土地利用を促進するため、各地区の特性に応じた土地利用を進めます。

### ① 専用工業地区

(工業系の土地利用を専らとすべき地区)

釧白工業団地地区、大楽毛地区、星が浦南地区、西港地区、港町及び知人町地区に配置し、生産性を向上させる良好な環境を生かして広域的な産業拠点の形成を支えます。



【製紙工場】

### ② 一般工業地区

(主に工業系の土地利用を図る地区)

大楽毛地区、星が浦地区、鳥取南地区、南浜町、海運及び浜町地区、港町及び知人町地区、貝塚、材木町及び城山地区、益浦地区、春採及び興津地区などに配置し、公害防止を図りつつ周辺住環境に配慮し\*低未利用地の有効活用や工業の集積を図るとともに、\*大規模集客施設の立地規制を図るため\*特別用途地区などの活用により合理的な土地利用を誘導します。



【大楽毛水産加工団地】



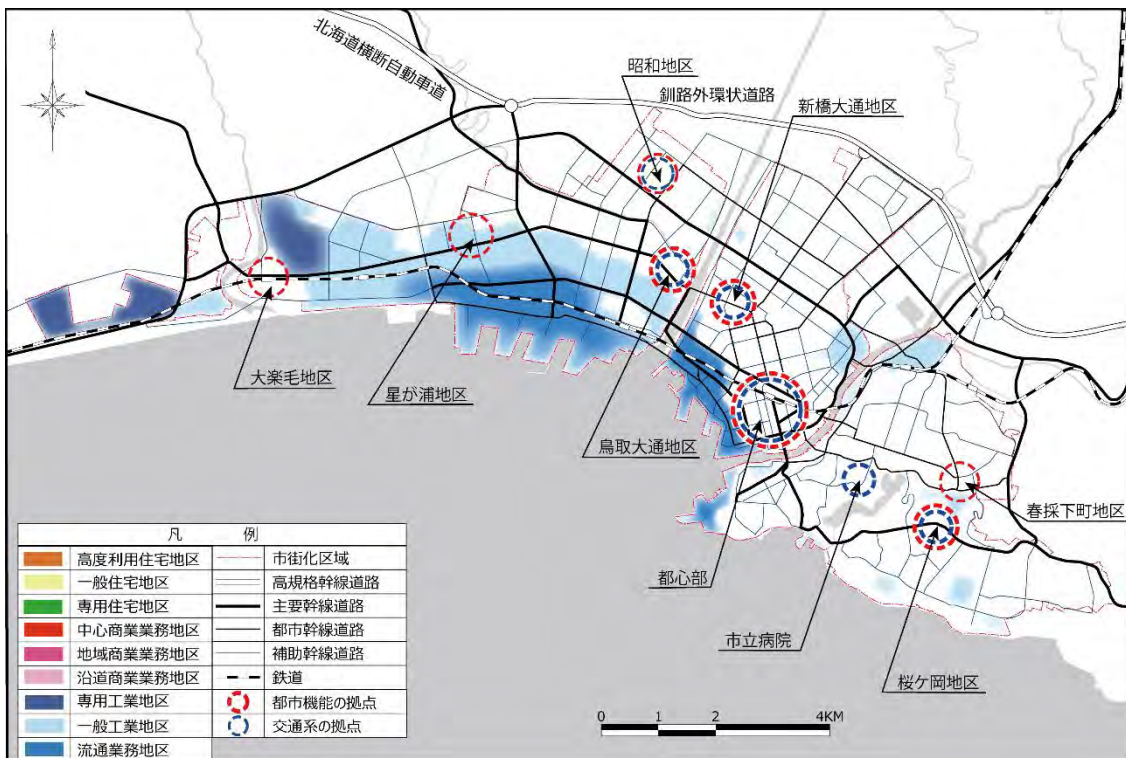
③ 流通業務地区  
(物流や卸売の拠点を形成する地区)

西港地区及びその周辺、星が浦南地区、鳥取南地区、東港地区及びその周辺に配置し、港湾及び主要幹線道路などの機能の充実強化とともに、整備が進む道路網との連携による流通機能の効率化によって物流面から産業拠点を支えます。

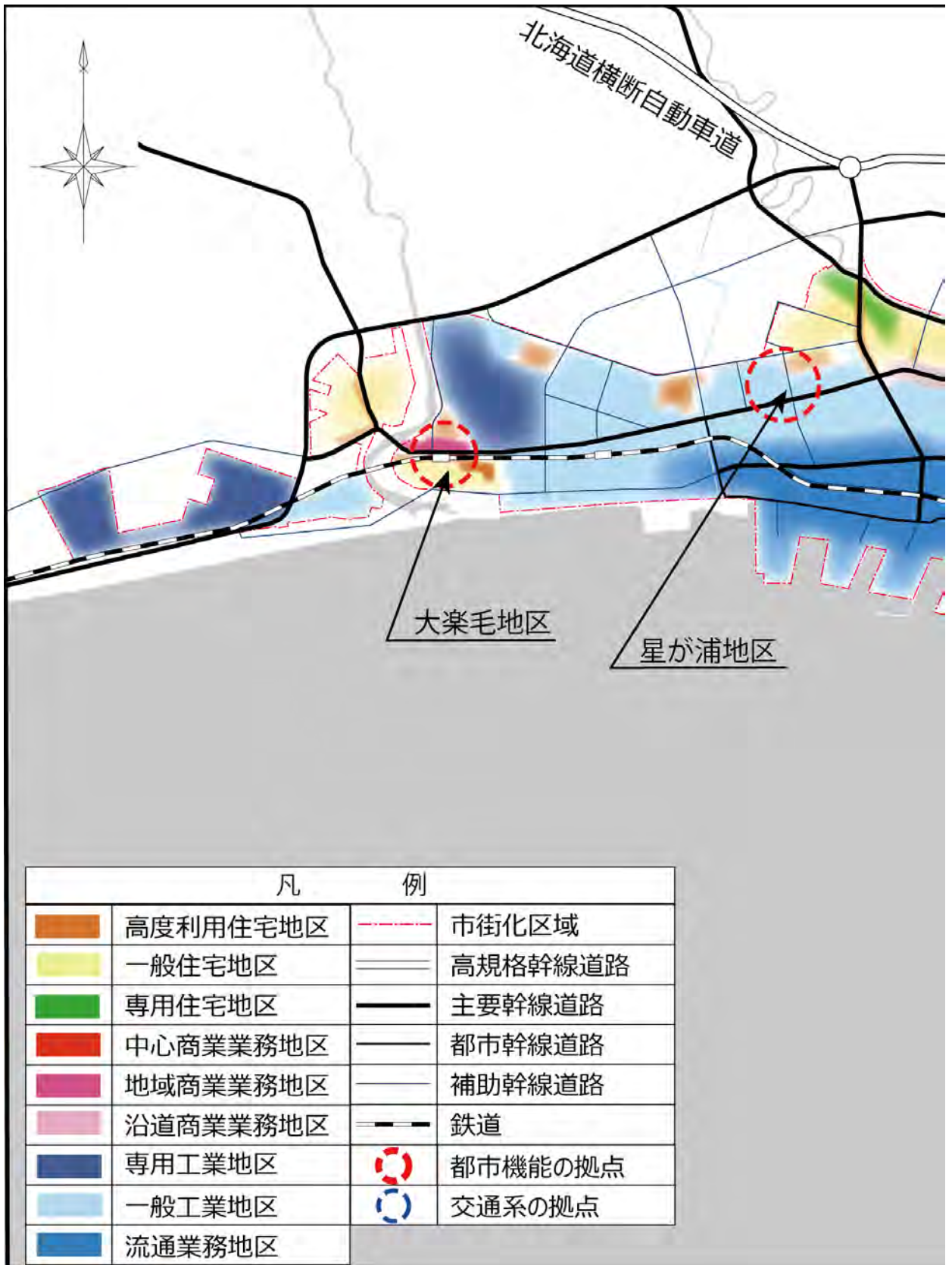


【西港地区】

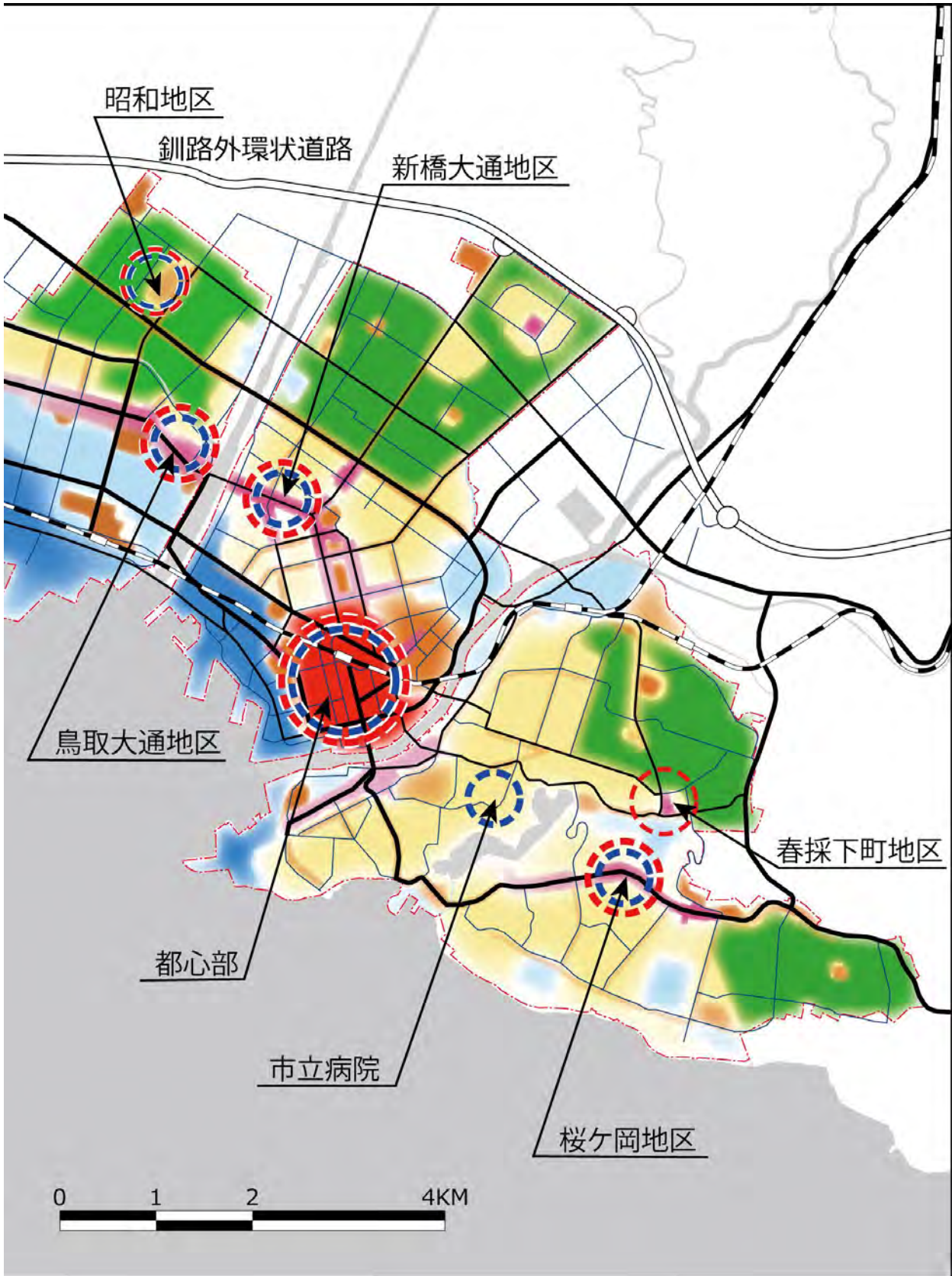
【土地利用構想図(工業系)】



【土地利用構想図】 これまでに示した住居系、商業系、工業系それぞれの土地利用構想図をひとつにまとめると、次のとおりです。









## 2 交通体系整備方針

### (1) 基本的な考え方

交通施設の整備は、円滑でだれもが使いやすい交通ネットワークの形成のため、各交通手段が適切に役割分担した上で総合的かつ一体的に進めます。

また、社会情勢の変化に合わせ、各交通手段のあり方や整備方針などについて検討を行います。

### (2) 道路網

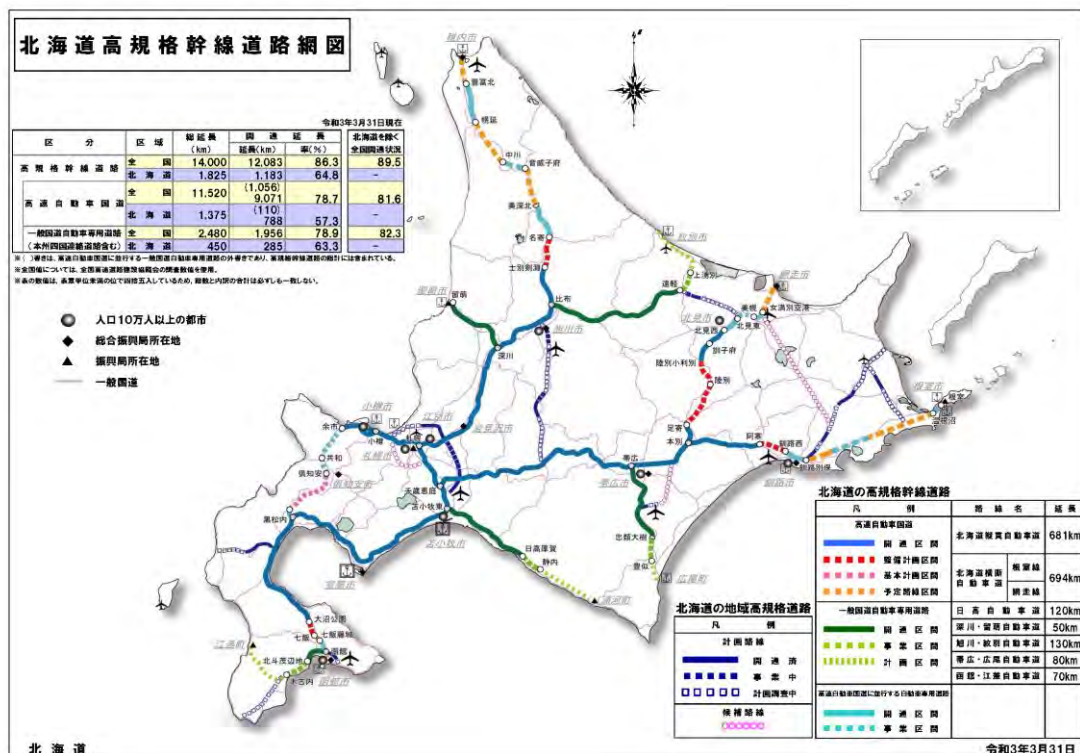
#### ① 高規格道路

道央圏などとの人的、物的交流機会の拡大に対応し、ひがし北海道における経済、産業、生活、文化、観光など圏域間連携を支えることを目的に、自動車が高速かつ安全に走行できる広域ネットワークの形成に努めます。このため、\*高規格幹線道路(北海道横断自動車道及び釧路外環状道路)や\*地域高規格道路(釧路中標津道路、根室中標津道路及び道東縦貫道路)の整備促進を図ります。



【釧路外環状道路】

#### 【北海道高規格幹線道路網図】



## ② 主要幹線道路

高規格道路と一体となり周辺都市圏とを結ぶ国道や道道は主要幹線道路として機能しており、地域間の産業、経済活動及び日常的生活における利用、景観や自然環境に配慮した\*シーニックバイウェイをはじめとした観光利用など、様々な活動を支えています。

また、本市の都市構造の骨格や都市内交通ネットワークとして重要な役割を果たすことから、道路機能の充実や形成を図ります。

## ③ 都市幹線道路及び補助幹線道路

市道の\*都市計画道路のうち、釧路都市圏の\*骨格道路交通網に位置づけされている道路を都市幹線道路とし、このほかの\*都市計画道路を補助幹線道路と位置づけます。

都市幹線道路及び補助幹線道路は、高規格道路や主要幹線道路を補完し日常生活や地域活動における快適な移動を支え、市民の暮らしに欠かせない重要な生活基盤であることから、計画的な道路網の整備や維持管理を図ります。

また、道路における周辺環境や将来交通量の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点などから、長期未整備の\*都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。さらに、交差点における右折車線確保や河川や鉄道との交差部の橋梁整備などにより交通の\*ボトルネック箇所の改善に努めるとともに、災害時の避難路や広域避難地までの誘導路を確保するための整備を図ります。



【長期未整備の都市計画道路】

## ④ 生活道路、歩道、自転車道

市民にとって身近に関わる生活道路や主要幹線道路などの歩道、広域的なネットワークを構成する自転車道については、\*ユニバーサルデザインの推進や無電柱化、自転車道における休憩施設の整備などを通じて高齢者や子供、障がい者などだれもが安心して快適に通行できる整備や維持管理に努めます。



【自転車歩行者専用道路】



【道路網構想図】







### (3) 公共交通(バス、鉄道)

バスについては、都心部、鳥取大通、桜ヶ岡などの\*乗換拠点としての機能を強化し、拠点を中心とした公共交通基幹軸の活性化や、居住と拠点を結ぶ生活交通の充実を図る再編の実施などにより、持続可能な公共交通網の形成に努めます。

鉄道については、通学や通院など地域住民の安心安全な生活を守りながら、道東地域における広域周遊観光に重要であるとともに、道内他都市を有機的に結び、地域の経済を支えていることから、関係機関と連携し、鉄道網の維持、活性化のための取組みを進めていきます。



【乗換拠点 待合室】

### (4) 港湾

釧路港は、ひがし北海道の生活、産業を支える物流拠点として重要な役割を担うとともに、背後圏の豊かな農畜水産資源を生かした食料供給基地機能を支えています。また、防災や観光に対しても果たす役割がますます高まると考えられます。

西港区では、\*外貿コンテナをはじめとする\*貨物のユニット化や船舶の大型化に対応した埠頭及び荷役機械の整備や港湾活動の安全確保のための外郭施設などの整備を進めます。整備に当たっては環境と共生する港湾の形成に努めます。



【耐震旅客船ターミナル】

東港区では、都心のシンボルゾーンに近接している特性を生かした港湾空間のにぎわいの創出をはじめとする人流機能の形成を図り、\*耐震旅客船ターミナルを核として市民などに親しまれる港づくりに努めます。

さらに、\*臨港地区内外と円滑な連携を図るための臨港道路を整備し、効率的な物流ネットワークの形成を進めます。



## (5) 空港

釧路空港は、ひがし北海道の航空輸送の拠点として重要な役割を果たしており、今後も空港機能の強化に努める必要があります。

また、災害発生時においては空港の輸送機能を維持するとともに、救援、支援の拠点としての機能を確保することが必要であることから、災害に強い空港づくりを推進します。

これら空港機能の強化を\*道内7空港一括民間委託を通じ進めるとともに、空港の国際化にとって重要となる\*CIQ体制の整備、充実を推進し、海外観光客などの増加を図り、釧路地域の豊かな自然を活用した観光振興や相互交流や物流の効率化による空港機能の充実に努めます。



【釧路空港】

## (6) 都心部における交通機能

### ① 都心部交通環境の改善

商業業務、行政など多様な\*都市機能の集積とバスや鉄道をはじめとする\*交通結節機能を有している都心部においては、広域交流連携や拠点連携の機能強化を図るため、将来交通需要に対応した都心部交通網の再編や\*バリアフリー化に配慮した駅前広場などの再配置について検討し、\*交通結節機能の強化を図ります。

### ② 駐車場の配置

都市計画駐車場である河畔駐車場及び錦町駐車場は、駐車需要の高い都心部において安定的な駐車環境を確保する役割を担っています。そのため、現況の駐車実態や将来の需要動向を把握し、官民の役割分担を踏まえながら各種施策を展開し適正配置に努めます。



【錦町駐車場】

### ③ 駐輪場の配置

駐輪場については、釧路駅周辺再整備や\*乗換拠点の強化による公共交通網の形成などに併せて検討し、良好な駐輪環境の確保に努めます。



### 3 緑(自然)の形成方針

#### (1) 基本的な考え方

市街地の背後に広がる良好な自然環境や身近にある公園などの整備、適切な維持管理及び利活用などによる良好な都市環境の形成を市民、事業者、行政が協働して進めます。



【春採公園】

#### (2) 面の緑

自然環境の維持保全に努めるエリアは、動植物の生息域として良好な自然環境が保全されており、今後もこれらの維持保全に努めます。

優良な農地の維持保全に努めるエリアは、牧歌的な農村景観を形成する地域であるとともに、保水や土砂流出防止など治水や治山機能の役割を担うことから、農業振興施策による農地の保全をはじめ防風林などの育成により自然環境と調和した美しい農村景観の育成に努めます。

豊かな森林の維持保全に努めるエリアは、野生生物の生息環境としての役割や良好な景観を形成していることなどの役割を担うことから、森林の維持保全を図ります。



【谷地坊主】

まちの拡大を抑制し、自然環境に配慮した形で土地利用を図るエリアは、地域の多様な自然の保全を前提とし、周辺的环境に配慮した中で適切な土地利用や自然とのふれあいの場の形成を図ります。

これらのエリアにある良好な自然環境について関係機関や市民との協力や連携による維持保全を進めるとともに、各種制度などの適正な運用や土地利用の際における環境への配慮などの促進により、緑を守るための取組みを進めます。

### (3) 緑の大きな軸

緑の大きな軸として設定した新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川、舌辛川、音別川、柳町公園について、自然環境の管理及び保全を図るとともに安全で安心な環境の形成に努めます。

また、河川緑地などでは市民にとって親しみのある緑の保全を図ります。



【釧路川】

### (4) 身近な緑の拠点

市民や事業者、行政といった多様な主体が参加及び協力できる関係のもと、地域における花と緑の植栽による道路景観の向上などの緑化活動を推進します。

また、人口減少などの社会情勢やニーズの変化に対応した公園緑地などの適正配置や有効活用を実現する観点から、長期未整備である公園などの見直しや\*バリアフリー化への対応を含めた適切な維持管理に努めます。



【柳町公園 花壇づくり】

## 4 景観形成方針

### (1) 基本的な考え方

本市は、釧路湿原や阿寒湖、幣舞橋など数多くの魅力的な景観資源を有しており、これらは将来にわたって市民共通の財産であるとの認識を共有し、守り続けていく必要があります。

景観形成には配置、形態意匠、色彩などに基準を設け、統一を図る規制的手法がある一方で、特に都市的地域においては、過度な規制により事業者の経済活動が制限され、にぎわいが損なわれる恐れもあることから、その時代ごとの市民意識や社会状況など様々な要素を考慮し、バランスをとりながら良好な景観を形成することが求められます。

本市では、景観行政の周知や情報提供を行うことで一定のルールのもと釧路らしい景観への誘導を図っており、街並み景観と産業景観、自然景観が調和した質の高い景観の形成を進めていきます。

#### 基本理念(釧路市景観条例第3条)

- ・ 地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくり
- ・ 美しい自然を生かした景観づくり
- ・ 緑の保全、創出による景観づくり
- ・ 市民、事業者、市の協働による景観づくり
- ・ 次代の市民に引き継いでいく景観づくり

### (2) 魅力的な景観の形成に向けて

建築物や工作物が眺望や住みよい生活などを阻害しないよう、周辺環境と調和した景観形成の誘導を図ります。



### ① 街並み景観

- ・ 公共施設を整備する際には、必要に応じて緑地を確保するほか、色彩などに関しては、釧路らしい景観づくりの模範となるように努めます。
- ・ 歴史、文化的な景観資源について、価値や魅力を周知し、保全や活用を図ります。
- ・ 手入れのなされていない空き地や空き家は周囲の景観に悪影響を及ぼすことから、解消を促す施策を進めます。



【シビックコア地区】

### ② 産業景観

- ・ 国内有数の水揚げ量を誇る釧路港では、多くの港湾関連施設による特色ある景観が形成されていることから、これからも周辺環境と調和が図られるように努めます。
- ・ 酪農業などの農業関連産業と背後の自然が織りなす牧歌的な農村風景は、人々を惹きつける魅力の一部となっており、今後も維持保全を図ります。



【漁船が停泊する東港】

### ③ 自然景観

- ・ 釧路湿原、阿寒湖、パシクル沼、夕日などの美しい自然が生み出す景観について、今後も維持保全を図ります。
- ・ 景観の面からの魅力の向上や歩行空間の確保、発災時における安全性の向上が期待される道路の無電柱化については、関係機関と連携し検討を進めます。



【幣舞橋の夕日】

## 5 その他の都市施設等整備方針

### (1) 河川

治水機能の確保に向けた施設の整備とともに、市民に親しまれる水辺空間の確保を図ります。

整備に当たっては、緑化を推進し豊かな自然と都市を結ぶ緑の大きな軸の育成を図ります。

また、新釧路川及び釧路川は、消防水利の対応、\*釧路地区水防拠点など災害に対する危機管理を備えた川づくりを進めます。



【釧路川リバーサイド緑地】

#### ① 新釧路川

新釧路川においては「\*釧路川水系河川整備計画」により洪水対策や地震、津波対策を実施しています。これら治水事業の推進のほか、下流部の都市緑地として整備した施設の充実や上流部の湿原環境の保全を進めることで、水と緑のオープンスペースとしての活用を図ります。

#### ② 釧路川

釧路川は、下流部において地域のまちづくりと一体となって都心のシンボルゾーンとして市民や観光客が憩うことのできる水辺空間の保全に努めます。

#### ③ 仁々志別川、阿寒川、音別川

仁々志別川、阿寒川及び音別川は、洪水などによる被害を防止するため、関係機関との連携を図りながら、現況河畔林の保全や水辺空間の確保など自然と共存する川づくりを進めます。

#### ④ その他の河川

星が浦川は、整備済みの下流部に引き続き、鶴野地区や星が浦北地区の整備を進めます。市街地を流れるその他の河川についても、下水道の整備進捗状況や開発事業に合わせた改修を検討し、整備を進めます。

舌辛川は、豊かな自然の姿を地域の重要な資源として保全するとともに、関係機関との連携を図りながら、親水性を高めた地域の憩いの場となる河川環境の形成を図ります。

阿寒湖は、国の特別天然記念物に指定されているマリモの生育する貴重な湖であり、阿寒摩周国立公園の象徴的な存在となっています。この貴重な自然を保全するとともに、関係機関との連携を図りながら湖岸整備を進め、身近な水辺として親水性の向上を図ります。



【阿寒湖のマリモ】

春採湖については、多くの市民が利用する水辺の空間として貴重な存在であり、周辺の公園施設の充実とともに塩水流入防止をはじめとする水質浄化策の継続や湖畔林の育成などにより周辺環境の整備を行います。

パシクル沼については、一年を通じ市民の憩いの場となっており、水辺空間の特徴を生かした環境形成に努めます。



## (2) 下水道

将来の土地利用方針に基づく市街地開発との整合を図りながら、公共用水域の水質保全、浸水防止、生活環境の質的向上に向けて公共下水道の整備及び機能の保全を図ります。

- ・大雨時における市街地の浸水被害を防止するため、河川や道路の整備計画との整合を図りながら、未整備地区の雨水管整備を段階的に進めます。



【老朽管改築】

- ・下水道処理機能の維持管理を図るため、老朽化、劣化調査に基づく下水道施設の計画的な改築、更新を進めます。

- ・地震災害時においても最低限の\*ライフラインの機能を確保するため、耐震診断などに基づき下水道施設の耐震化を計画的に進めます。

- ・下水道汚泥の減量化と有効活用を図り、資源循環利用を促進します。

- ・下水道事業計画区域外の小規模集落や点在家屋などの公共下水道による集合処理が難しい地区の汚水処理については、個別処理による合併処理浄化槽の普及促進に努めます。



【古川下水終末処理場】

### (3) 水道

安定した水の供給、安全で良質な水の供給、水道サービスの向上を図るとともに、地震の多い釧路地方の特性を踏まえ、地震災害などに強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。

- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気、機械設備の改修、更新を進めるなど、水道施設の保全を図ります。
- ・断水や水圧低下の起こらない安定的な水の供給を確保するため、水道施設の整備を進めます。



【愛国浄水場】

- ・地震災害などにおいても市民の\*ライフラインを確保するため、主要施設の耐震化などにより、災害に強い水道づくりを進めます。また、非常時における市民への給水を可能とするため、緊急貯水槽の活用、給水タンクの配備などの応急給水設備の充実を図ります。
- ・浄水汚泥の脱水処理による減量化と\*緑化基盤材としての有効活用を図ります。
- ・安全で清浄な水道水源の確保や水質管理体制の充実に努めます。
- ・中階層建物の給水の受水槽方式から直結給水方式への切り替えの検討や、検針、収納システムなどの改善を進めます。

#### (4) ごみ処理施設

本市のごみ処理施設は、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、廃棄物の減量化、再資源化を推進し安定した稼動に努め、施設の維持を図ります。

また、新規に処理施設が必要となった場合には、長期的な視点に立って周辺環境に配慮し、総合的な整備の検討を行います。

- ・ 釧路広域連合ごみ処理施設、釧路市資源リサイクルセンター、粗大ごみ処理センターについては、それぞれの施設の整備などに関する計画を踏まえて適正な維持管理又は整備などを行い、必要に応じて都市計画変更を行います。



【釧路広域連合ごみ処理施設】

- ・ ごみ焼却場及びごみ処理場の\*都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画などを踏まえて適切な位置に配置し、公益性及び恒久的な性格を有するものについては、必要に応じて都市計画決定に向けた検討を行います。

また、産業廃棄物処理関連施設については、\*市街化区域内の工業地に適切に立地するよう誘導を図ることとし、\*市街化調整区域に立地する場合には、周辺の土地利用や自然環境の保全に配慮した立地となるよう努めます。



## (5) 公営住宅

人口減少や少子高齢化など住宅施策を取り巻く課題を踏まえ、誰もが住み続けられる「安全・安心な住環境」の実現を目指し、「多様な世帯が住み続けられる住まいづくり」「安全で安心な住まいづくり」「釧路らしい住まいづくり」を推進します。



【美原公営住宅】

- ・子育て世帯向け住宅供給の促進に努め、子どもを生き育てやすい住まいづくりを推進します。
- ・\*シルバーハウジングの活用や\*ユニバーサルデザイン住宅の整備促進などに努め、高齢者や障がい者などが暮らしやすい住まいづくりを推進します。
- ・市営住宅における入居者の適正化を図り、適正な住宅セーフティネットづくりを推進します。
- ・地域木材の利用促進など、地域の特性に適した住まいづくりを推進します。
- ・\*釧路市立地適正化計画における居住誘導区域への公営住宅の建替場所の検討を行うなど、\*コンパクトなまちづくりとの調和を図ります。

## (6) その他の施設

その他の\*都市施設の更新や新設などについては、社会情勢や周辺環境の変化を勘案するなど長期的な視点に立ち、必要に応じて都市計画決定に向け検討を行います。

## 6 都市防災方針

### (1) 基本的な考え方

本市がこれまで経験してきた自然災害に加え、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害や、近い将来発生することが予測されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による地震・津波災害などから、市民の生命や財産を守り、安全な生活を確保するため、国や北海道の動向を見据え、自然災害などの予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進します。また、\*釧路市地域防災計画に基づいた具体的でより実践的な防災体制の確立を図ります。



【釧路市役所防災庁舎】

### (2) 火災対策

集団的防火規制として\*防火地域及び\*準防火地域を適切に指定し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、消防活動及び救急活動の円滑化とともに、避難場所や火災延焼防止の機能をもつ公園などの公共空地の配置を進めます。

### (3) 震災対策

公共建築物は、避難、救護、物資保管、医薬品備蓄など応急対策活動の拠点となる施設であることから、耐震性、耐火性に配慮してその機能を維持するとともに、建築物の被害を軽減するため、耐震化の促進に努めます。また、大規模に盛土造成された宅地などにおいては、安全な宅地を目指して防災、減災対策に努めます。

### (4) 土砂災害対策

\*急傾斜地崩壊危険区域及び\*土砂災害警戒区域などについては、関係機関との連携による崩壊対策事業の実施など安全の確保を目指していくとともに、危険宅地やがけ地の防災、減災対策に努めます。また、災害が想定される区域においては、防災対策の状況や地域特性などを考慮しながら、適正な土地利用を図ります。



【土砂災害対策工事】

### (5) 浸水対策

低地における大雨時の浸水については、河川整備や下水道整備により対策を進めるほか、河川の氾濫については、集水域、河川区域を含めた流域全体で災害の未然防止、被害の軽減に努めます。

また、海岸保全施設の整備に努めるとともに、広報活動や防災訓練などを通じた市民への啓発を進めます。

### (6) 臨港地区防災対策

\*臨港地区に配置されている油槽所に隣接する緑地などについては、防火緩衝地帯としての維持保全に努めます。

予防については、防災教育や防災訓練の実施により安全対策を進めるとともに、今後の土地利用の状況に応じて、防災上必要な諸施設の設置を進めます。

### (7) 火山防災対策

阿寒湖温泉地域に所在する雌阿寒岳は、「ポンマチネシリ」と「中マチネシリ」を主体とする活動度の高い火山で、今後も火山活動による降灰、泥流、火砕流などの被害が想定されます。そのため、市民や観光客の安全を確保するための災害予防については、稼働中の火山監視システムの整備充実や\*ハザードマップを活用した防災教育及び広報活動を行うなど、防災知識の普及、啓発に努めます。



【雌阿寒岳火口】

### (8) 避難路、輸送路、\*ライフラインの整備

災害時の避難路や緊急物資の輸送路となる主要幹線道路などの整備、維持管理とともに、災害時の物流及び人流機能を確保するための\*耐震旅客船ターミナルの機能維持、釧路空港の強化に努めます。

電気やガスなどの\*ライフラインについては、民間事業者と連携し、耐震性の確保といった安全、安心な暮らしを維持するための取組みを進めます。

また、発災時には防災行政無線、FMコミュニティラジオ、ホームページなどによる周知を迅速に行い、市民が速やかに避難できる体制を確立します。



